

山口県報

平成17年
4月19日
(火曜日)

目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
土地改良事業施行の認可(農村整備課)	二
漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普 通損害保険に付すべき義務の消滅(漁政課)	三
小郡仁保津第2土地区画整理組合の定款の変更認可(都市計画課)	三
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	三
特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(港湾課)	四
公告	四
契約の締結(税務課)	五
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	五
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	六
大規模小売店舗立地法第八条第七項の規定による届出(商政課)	六
土地改良事業施行認可申請に係る決定(農村整備課)	七
土地改良区役員(届出)(農村整備課)	七
県営東河地区ほ場整備事業(第五換地区)の換地処分(農村整備課)	七
県営河内中堤・竹堤地区ため池等整備事業計画書の縦覧(農村整備課)	八
県営小保地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	八
山口都市計画道路事業の施行(都市計画課)	八
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	八
県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定(住宅課)	九

山口県告示第二百五十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年四月十九日から同年五月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年四月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 マツダ株式会社
住 所 広島県安芸郡府中町新地三番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 マツダ株式会社防府工場中関地区
所在地 防府市大字浜方四一五番地の八
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 (m^3)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 間隔 時 日 当 た りの使用 時間 季節的変 動の概要
六五	一・六五	平成一七、 五、二三	平成一七、 六、二三	平成一七、 六、二三	断 続 二〇時間 変動なし

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十八号)別表第一第十六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

山口県告示第二二五五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、新

平成十七年四月十九日

山口県知事 二井 関 成

規土改良事業の施行を次のとおり認可した。

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		汚 染 物 質 量 の 値		室 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	
七	七	通常	通常	通常	最大	通常	最大	通常
八・五	八・五	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種 類	種 類	項 目		汚 水 等 の 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
排水処理施設	排水処理施設	七・五	七	通常	最大	通常
		七・五	七	最大	最大	最大

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	間 隔	使用時間	概 率 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
排水処理施設	排水処理施設	コンクリート製	一、八〇〇	浮上 接触酸化・凝集	連続	二四時間	変動なし	(既)		

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六五	六五	通常	通常	通常
		最大	最大	最大

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

土地改良区名称 秋穂土地改良区
 施行地区 中津江地区
 事業の種類 かんがい排水
 認可年月日 平成一七、四、一一

山口県告示第二百五十六号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十三年山口県告示第二百二十八号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十七年三月二十二日限り消滅した。

平成十七年四月十九日

油田加入区	和田加入区	小泊加入区	森野加入区
沖家室加入区	日良居加入区	浮島加入区	安下庄加入区
久賀加入区	大島町加入区	通津加入区	柱島加入区
神代加入区	大島加入区	平郡加入区	室津加入区
上関加入区	四代加入区	祝島加入区	平生町加入区
光加入区	下松加入区	櫛ヶ浜加入区	徳山市加入区
戸田加入区	新南陽加入区	秋穂加入区	山口加入区
阿知須加入区	東岐波加入区	床波加入区	宇部岬加入区
新宇部加入区	藤曲浦加入区	小野田加入区	高泊加入区
厚狭加入区	埴生加入区	王喜加入区	長府加入区
壇之浦加入区	彦島加入区	南風泊加入区	六連島加入区
蓋井島加入区	室津下加入区	黒井加入区	角島加入区
仙崎加入区	大島加入区	見島加入区	須佐加入区

山口県告示第二百五十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、小郡仁保津第2土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十七年四月十九日

一 土地区画整理組合の名称 山口県知事 二 井 関 成

- 小郡仁保津第2土地区画整理組合
- 二 事務所所在地 吉敷郡小郡町大字上郷一八四四番地
- 三 設立認可の年月日 平成十七年四月二十五日
- 四 変更認可の年月日 平成十七年四月十九日

山口県告示第二百五十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十七年四月十九日

山口県知事 二 井 関 成

- 一 区域の名称 越ヶ浜(10)地区
- 二 区域の範囲 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を釜屋川右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
萩 市	椿	釜	一〇二五の一 六〇八八	一号 二号
"	"	"	六九八、六九九、七〇〇の 一及び七〇〇の四 地内	三号
"	"	釜	七〇〇の八及び七〇〇 の九地内	四号
"	"	"	七〇〇の八及び七〇〇 の九地内	五号
"	"	"	六九八、六九九、七〇〇の 一及び七〇〇の四 地内	六号
"	"	小	六九五の一、六九六及 び六九七地内	七号

" "	" "	" "	六九五の一、六九六及び六九七地内 六一三三の一	八号
" "	" "	" "		九号

山口県告示第二百五十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第二工区)の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年四月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第二工区)
- (一) 工事場所 周南市臨海町地先
- (二) 工事の概要

汚濁防止膜設置工	工 種	延 長
		一、〇七〇メートル

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十四年山口県告示第五百五十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平

成十七年四月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事がその結果の通知(平成十六年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合にあつては、法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値の通知)を行ったものうち直近のもの(以下「経営事項審査」という。)(の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が九百五十以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の経営事項審査の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が八百五十以上であること。

三 入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番三三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年四月十九日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで
入札参加資格の審査結果の通知方法

(五) 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年五月十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所(電話〇八三四一一一―一七八七)にすること。



(二三〇) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十七年四月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総務部税務課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
税務電算システム運用維持管理業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十七年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立情報システムズ 東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番五号
- 六 契約金額
三千四百六十五万円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総務部税務課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
自動車税電算処理システム等の運用維持管理業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日

平成十七年四月一日

- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立情報システムズ 東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番五号
- 六 契約金額
三千八百八十二万六千九百円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成

(二三一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十七年四月十九日から同年八月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成十七年四月十九日
山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 どうもんビル
所在地 山口市道場門前一丁目一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
山口市 山口市亀山町二番一号 合志 栄一
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称		変更に係る事項	変更前	変更後
浅原 裕子	西岡 光孝	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	コープどうもん店	どうもんビル
浅原 裕子	西岡 光孝			

五 四
届出年月日
平成十七年三月三十日
変更年月日
平成十七年四月一日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
阿武 直子	山口市道場前二丁目一番一八号	阿武 直子	山口市道場前二丁目一番一八号
山崎 恵	山口市道場前二丁目一番一八号	山崎 恵	山口市道場前二丁目一番一八号
森 静子	吉敷郡小郡町黄金町一六番五号	森 静子	吉敷郡小郡町黄金町一六番五号
佐藤 誠一	防府市高倉二丁目一五番五号	佐藤 誠一	防府市高倉二丁目一五番五号
柳 和成	目一番一八号	柳 和成	目一番一八号
中野光次朗	八三	中野光次朗	大字吉田三〇八三
阿武小百合	山口市大字黒川八五の五	阿武小百合	山口市大字黒川八五の五
浅原 裕子	防府市大字高井四九二の一	浅原 裕子	防府市大字高井四九二の一
西岡 光孝	山口市中園町四番四四号	西岡 光孝	山口市中園町四番四四号
阿武 直子	山口市中園町四番四四号	阿武 直子	山口市中園町四番四四号
山崎 恵	山口市中園町四番四四号	山崎 恵	山口市中園町四番四四号
森 静子	山口市中園町四番四四号	森 静子	山口市中園町四番四四号
佐藤 誠一	山口市中園町四番四四号	佐藤 誠一	山口市中園町四番四四号
柳 和成	山口市中園町四番四四号	柳 和成	山口市中園町四番四四号
中野光次朗	山口市中園町四番四四号	中野光次朗	山口市中園町四番四四号
阿武小百合	山口市中園町四番四四号	阿武小百合	山口市中園町四番四四号

(二二三) 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年四月十九日から同年八月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成十七年四月十九日
山口県知事 二井 関 成

四 届出年月日
平成十七年三月三十日
五 変更年月日
平成十七年四月一日

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	西岡 光孝	生活協同組合コープやまぐち
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前一〇時	午前九時三〇分

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 どうもんビル
所在地 山口市道場前二丁目一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
山口市 山口市亀山町二番一号 合志 栄一
三 変更に係る事項の概要
変更に係る事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

ら同年八月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年四月十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン長府ショッピングセンター

所在地 下関市長府外浦町三五四七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫姫路市北条口四丁目四 所 代表者の氏名
株式会社 原田 昭彦

株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一五、六六八平方メートル	一〇、五〇〇平方メートル

四 届出年月日

平成十七年四月一日

(二三四) 新規土地改良事業の施行の認可の申請に係る決定

次の新規土地改良事業の施行の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年四月十九日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

土地改良区の名称

施行地区

事業の種類

玖珂郡周東町千束土地改良区

周東中部(千束南)地区

農道の整備

二 縦覧の期間
平成十七年四月二十日から同年五月九日まで

三 縦覧の場所
山口県農林部農村整備課

(二三五) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十七年四月十九日

山口県知事 二井 関成

就任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所
田布施土地改良区	理事	長信 正治	熊毛郡田布施町大字川西五〇八
"	"	小野 秋生	大字大波野九九〇
"	"	河内 實夫	" 一四五八
"	"	小野 正人	" 一一六〇
"	"	木村 俊幸	大字上田布施二三九
"	"	國重 太郎	大字大波野二三四七
"	"	末廣 悟	" 二三八三
"	監事	久保 忠	" 九五七〇
"	"	鳥越 幸春	大字上田布施一九一〇
"	"	河村 幸男	光市光井四丁目三三番一五号

(二三六) 県営東荷地区ほ場整備事業(第五換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営東荷地区ほ場整備事業の施行に係る第五換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十七年四月十九日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の日

平成十七年三月二十九日

二 換地処分の内容

山口県農林部農村整備課
山口県農林部農村整備課

(二三七) 県営河内中堤・竹堤地区ため池等整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営河内中堤・竹堤地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年四月十九日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営河内中堤・竹堤地区ため池等整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年四月二十日から同年五月九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(二三八) 県営小俣地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営小俣地区ほ場整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年四月十九日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営小俣地区ほ場整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年四月二十日から同年五月九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(二三九) 山口都市計画道路事業の施行

山口都市計画道路事業について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示(平成十七年中国地方整備局告示第三十一号)があったので、次のとおり公告します。

平成十七年四月十九日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画事業の種類及び名称

山口都市計画道路事業三・五・十七泉町平川線

二 施行者の名称

山口県

三 事務所の所在地

山口市滝町一番一号

四 事業地の所在

山口市湯田温泉二丁目、周布町、今井町及び若宮町地内

(二四〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年四月十九日

山口県知事 二井 関成

一 工区に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字西高泊字西大塚及び字烏帽子岩沖(第五工区)

二 開発許可を受けた者

山陽小野田市

(二四一) 県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定

山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)第四十五条の二(山口県営改良住宅条例(昭和四十一年山口県条例第三号)第三条第一項及び山口県特定公共賃貸住宅条例(平成九年山口県条例第三号)第十一条において準用する場合を含む。)の規定により、県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十七年四月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせる県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅(以下「県営住宅等」という。)並びに共同施設の名称及び設置場所
次に掲げる県営住宅等及びその共同施設

名称	設置場所
王司県営住宅	下関市
楠乃県営住宅	"
安岡県営住宅	"
中村県営住宅	"
稗田県営住宅	"
綾羅木県営住宅	"
垢田県営住宅	"
栄県営住宅	"
彦島県営住宅	"
川中東部県営住宅	"
川中西部県営住宅	"

長府県営住宅	"
横野県営住宅	"
彦島迫町県営住宅	"
彦島角倉県営住宅	"
彦島堀越県営住宅	"
白雲台県営住宅	"
山の田東県営住宅	"
第二彦島角倉県営住宅	"
川棚県営住宅	"
彦島江の浦県営住宅	"
一の宮県営住宅	"
安岡駅前県営住宅	"
西宇部県営住宅	宇部市
大沢県営住宅	"
西岐波県営住宅	"
鵜の島県営住宅	"
東岐波県営住宅	"
小羽山県営住宅	"
中野県営住宅	"

無田ヶ原県営住宅	穂積県営住宅	吉敷木崎県営住宅	上東県営住宅	平井県営住宅	宮野下県営住宅	恋路県営住宅	平川県営住宅	大内御堀県営住宅	赤妻県営住宅	西大橋県営住宅	琴芝県営住宅	常盤台県営住宅	藤山県営住宅	田町県営住宅	宇部中村県営住宅	北琴芝県営住宅	岬県営住宅	西山県営住宅
萩市	"	"	"	"	"	"	"	"	"	山口市	"	"	"	"	"	"	"	"

浪の浦県営住宅	山中県営住宅	萩谷県営住宅	花岡県営住宅	久保県営住宅	旗岡県営住宅	生野屋県営住宅	川瀬県営住宅	中央県営住宅	北山手県営住宅	西浦県営住宅	大道県営住宅	高井県営住宅	大平山県営住宅	西田中県営住宅	金谷県営住宅	東萩県営住宅	第二無田ヶ原県営住宅	中津江県営住宅
"	"	岩国市	"	"	"	"	下松市	"	"	"	"	"	"	防府市	"	"	"	"

宮 野 県 営 住 宅	新 庄 北 県 営 住 宅	大 屋 県 営 住 宅	田 屋 県 営 住 宅	中 の 塚 県 営 住 宅	江 良 県 営 住 宅	東 深 川 県 営 住 宅	湯 本 県 営 住 宅	光 井 県 営 住 宅	島 田 県 営 住 宅	和 田 県 営 住 宅	亀 山 県 営 住 宅	今 桝 県 営 住 宅	両 家 県 営 住 宅	今 津 県 営 住 宅	第 二 浪 の 浦 県 営 住 宅	梅 ヶ 丘 県 営 住 宅	海 土 路 県 営 住 宅	黒 磯 県 営 住 宅	
〃	〃	柳 井 市	〃	〃	〃	〃	長 門 市	〃	〃	〃	〃	〃	光 市	〃	〃	〃	〃	〃	〃

第 二 金 剛 山 県 営 住 宅	湯 野 県 営 住 宅	新 堤 県 営 住 宅	福 川 南 県 営 住 宅	富 田 東 県 営 住 宅	西 桝 県 営 住 宅	ひ ば り ヶ 丘 県 営 住 宅	若 山 県 営 住 宅	慶 万 県 営 住 宅	舞 車 県 営 住 宅	瀬 ノ 上 県 営 住 宅	周 南 県 営 住 宅	旭 ヶ 丘 県 営 住 宅	金 剛 山 県 営 住 宅	大 迫 田 県 営 住 宅	来 福 台 県 営 住 宅	西 下 領 県 営 住 宅	馬 皿 県 営 住 宅	柳 井 旭 ヶ 丘 県 営 住 宅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	周 南 市	〃	美 祢 市	〃	〃

朝田特定公共賃貸住宅	稗田改良住宅	高森県営住宅	上市県営住宅	堀田県営住宅	第二古開作県営住宅	杣尻県営住宅	萩原県営住宅	桜山県営住宅	本山県営住宅	叶松県営住宅	くし山県営住宅	平原県営住宅	古開作県営住宅	周陽県営住宅
山口市	下関市	玖珂郡周東町	玖珂郡玖珂町	玖珂郡由宇町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	山陽小野田市	〃

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
山口県住宅供給公社 山口市大字後河原一五〇番地一
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 入居者の公募に関すること。
 - (二) 入居者の指導及び連絡に関すること。
 - (三) 家賃及び使用料の収納に関すること。
 - (四) 県営住宅等及び共同施設の維持管理及び改良に関すること。

四 指定の期間
平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間

平成十七年四月十九日印刷
平成十七年四月十九日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)